

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県群馬郡倉渕村

### 2 構造改革特別区域の名称

明日から同じクラスのお友達になる特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

群馬県群馬郡倉渕村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

倉渕村は、群馬県の西部、上毛三山のひとつである榛名山の西麓に位置する農山村で、群馬県の玄関口である高崎市からは27km、西端は長野県軽井沢町と接し、村域は東西18km、南北11.1km、総面積127.24km<sup>2</sup>で、その85.5%が山林に覆われ、本村を源流とする一級河川烏川及びその支流の段丘に農地や集落が散在しています。

産業としては、自然的条件を活かした農林業が基幹産業となっていますが、経済情勢の変化により、若い労働力は村外へ職場を求めるとともに共働き世帯が増加しており、農業従事者の兼業化・高齢化による担い手不足など多くの課題を抱えています。しかし、近年、食の安全性が求められており、若い農家を中心に有機農業が導入されていることと、ライフスタイルの変化からI・Jターンによる新規就農者が徐々に現れており、これらの就農者が、将来、本村農業の担い手として育成され、有機農業の里となるよう期待がもたれています。

本村は、昭和45年に過疎町村に指定され、その後も就労場所が乏しいことから、若年層を中心に流出が続き、平成16年4月1日現在、総人口は4,801人となっています。この内、65歳以上の高齢者人口は1,494人で総人口の31.1%を占め、逆に0~14歳までの年少人口は523人で、総人口の10.9%、0~5歳までの就学前乳幼児にあっては、164人で総人口の僅か3.4%にしか過ぎず、少子高齢化の進行が顕著となっています。これに伴い、子ども同士のふれあう機会が減少し、子どもの豊かな人間性や社会性が育ちにくいといった影響が懸念されており、少子化対策への取り組みが重要な課題となっています。

幼児教育の中核である幼稚園の状況は、幼・小・中一貫した教育の振興を図るため、平成5年に3園あった施設を統合し、「倉渕村立倉渕幼稚園」として140名定員規模で整備されました。園児数の推移を見ると、平成元年には4・5歳児のみで128名いましたが、その後減少し、3歳児を受け入れ始めた平成8年には87名、平成16年4月には72名で、定員の51.4%まで減少しています。

一方、保育所については、管内に施設が整備されていなかったため、平成8年度から近

隣市町へ広域入所により対応してきました。入所者の推移を見ると、事業実施初年度には僅か5名でしたが、平成15年4月1日には30名となり、年々増加傾向にあります。

このような状況から、平成11年度から管内への保育所設置が検討され、平成13年度には、倉淵村保育所建設計画検討委員会を組織し、「倉淵村にふさわしい保育所整備の在り方」について諮問を行い、平成14年10月に「少子化に対応し、幼稚園と保育所の一元化を目標として、計画的に推進していくことが望ましい。」との答申が出され、幼稚園と保育所入所の一元化を目標とする保育所整備の方向性が示されました。これに基づき、平成15年度において倉淵幼稚園の一部を増改築し、同施設内に定員30名規模の「倉淵村立倉淵保育所」を整備、平成16年6月に開所されました。この影響から、潜在的な保育ニーズが掘り起こされ、来年度の入所希望者は、倉淵保育所32名、また、他町村への広域入所希望者20名を含めると、52名が保育所への入所を希望しています。

このように、保育所への入所希望者が増加している反面、幼稚園への入園希望は減少しており、地域の子どもが年齢や保護者の就労形態によって区別されることなく、0歳から就学前までの心身の発達に合わせ、一貫した方針に基づき一つの施設において幼・保の隔たり無く継続的に育成を行うことが課題となっております。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本村では、急速な少子化と効率的な財政運営に努めるため、既存の幼稚園を活用して保育所を創設しました。この整備にあたっては、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき、それぞれの保育室以外は大部分が共用化されています。今回、運営面でも、構造改革特別区として幼稚園児と保育所児の合同保育が容認されれば、次代を担う子ども達が幼稚園・保育所の垣根を越えて恒常的に合同活動が可能となり、幼児期に必要なとされる集団での生活が保障され、幼稚園の教育的要素、保育所の養護的要素の両面が発揮でき、幼児の豊かな人間性、社会性、創造性を涵養していく上で大きな成果が期待できます。

また、現在、小学校が3校、中学校が1校ありますが、児童の減少から小学校においては統合問題が議論されており、将来的には1校となることが予想されています。このような現状からも、同年齢の幼児が親の就労形態や制度の相違によって区別されることなく、同一の保育室で合同保育されることにより、その発達段階に応じた幼児教育を等しく受けられ、一貫した教育方針の基に幼・小・中へとつなげていくことが可能となります。

さらに、本村では、平成18年1月に高崎市を中心とする市町村合併の協議が行われており、現時点で倉淵村の現状に則した就学前乳幼児の育成方針を確立し、成果を上げることにより、この地域においても先進的な事例として波及効果が期待できます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

平成 15 年度に幼稚園施設を活用して保育所を整備し施設の共用化を図るとともに、園長の兼務や幼稚園児・保育所児合同の園行事等を行い双方の連携に取り組んでいます。しかし、二元化された制度の下では、幼児教育・保育内容に差異が生じ、同じ就学前の子ども達にとって平等性が損なわれることが懸念されます。

そのため、構造改革特別区の認定を受け、運営面において幼稚園・保育所を包括した「仮称：くらぶちこども園」を創設し、同年齢の子どもが同じ保育室で幼稚園児と保育所児の隔たり無く平等な幼児教育・保育を保障し、より多くの子ども達が交わることで幼児の豊かな人間性、社会性、創造性の涵養を図り、郷土を愛する「たくましい倉淵っ子」の育成につなげていきます。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村では、前述したように、小学校の統合問題が議論されており、近い将来 1 校に統合されることが予想されています。今回、特例事業として容認されれば、就学前の幼児が、保護者の就労形態や家庭環境等の差異に関らず、一貫した育成方針の下で教育・保育を受けるとともに、一定の集団が確保でき、豊かな人間性、社会性が育まれ、次の小学校へと円滑につなげていくことができます。

また、平成 17 年度における幼稚園での合同活動（807）が可能となる幼児数は、3 歳児 19 名（幼稚園 16 名、保育所 3 名）、4 歳児 27 名（幼稚園 16 名、保育所 11 名）、5 歳児 25 名（幼稚園 21 名、保育所 4 名）で合計 71 名となり、その後も概ね 60 名程度が利用すると推測されます。一方、保育所での合同活動（914）の対象は、保育所児 18 名及び幼稚園児の内、午後の預かり保育利用児 10 名を見込み、合計 28 人となり、5 年後の平成 21 年には、保育所児 29 名、預かり保育利用児 6 名、合計 35 名が利用すると推測されます。

以上のことから、多様化した保護者の保育ニーズに的確に応えられ、安心して子どもを生み育てられる環境が整い、女性の社会進出が促進され地域の活性化が図られます。

さらに、保育所運営費の国・県負担金が廃止された現在、幼稚園と保育所の運営費の節減も大きな財政課題となっており、合同保育を実施することによって職員配置の適正化が図られ、他の子育て支援策への予算配分を可能にし、村全体の活性に資することが期待されます。

## 8 特定事業の名称

8 0 7 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 預かり保育の実施

現在、幼稚園において、幼児の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、月曜日から金曜日までの降園後、14時00分から17時00分まで預かり保育を実施しています。今後は、土曜日や幼稚園の長期休業期間中においても実施を検討し、保育所と連携しながらその充実に努めていきます。

(2) 保育所入所定員の変更

村内に保育所が整備されたことによって潜在的な保育ニーズが掘り起こされ、平成17年度に倉淵保育所へ入所を予定している乳幼児数は、定員数を上回る32名となっています。さらに、合同活動や各種子育て支援事業が進んでいけば、フルタイムで働く女性が増加し、保育所への入所需要がさらに高まることが予想され、5年後の平成21年度には42名が保育所へ入所するものと推測されます。これに幼稚園の預かり保育児6名を加えると保育所全体で48名の利用者が見込まれます。

このことから、現在、群馬県に対して以下のように保育所の定員変更を申請しております。

区分	現定員数	変更後の定員数	備 考	
			施設規模	収容可能人員
0歳児	1人	3人	乳幼児室 21.71 m <sup>2</sup>	/1.65=13人
1歳児	2人	4人		
2歳児	4人	12人	保育室1 23.96 m <sup>2</sup>	/1.98=12人
3歳児	7人	13人	保育室2 32.57 m <sup>2</sup>	/1.98=16人
4歳児	8人	14人	保育室3 43.43 m <sup>2</sup>	/1.98=22人
5歳児	8人	14人	保育室4 43.43 m <sup>2</sup>	/1.98=22人
合計	30人	60人	165.1 m <sup>2</sup>	85人

(3) 放課後児童健全育成事業の実施

仕事と育児の両立支援を行うためには、保育所や幼稚園での預かり保育に加え、次の小学校においても継続した取組みが必要です。現在、本村では、小学校の放課後、保護者が仕事や家族の看護などのため、家庭において児童を保育することが出来ない場合に、「倉淵村学童保育所」において当該児童の保育を実施しております。今後も継続・充実に努め、働く女性の支援を促進します。

#### (4) 幼・保合同給食の実施

現在、倉渕幼稚園では家庭からお弁当を持参、一方倉渕保育所では幼稚園児との交流に配慮して、月曜日から金曜日までは保育所でお弁当形式により給食を提供し、合同で昼食をとっています。

来年度から「仮称：くらぶちこども園」として恒常的な合同活動を行うことと、幼児にとって大切な「食育」を推進するため、保護者と協議し、自園方式による合同の給食を実施します。

その他、現在、次世代育成支援対策行動計画を策定中であり、これらの関連事業を積極的に取り入れ、特定事業と併せて子育て支援の充実を図り、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指していきます。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号：807

名称：幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例を受けようとする者

倉渕村立倉渕幼稚園

施設の設置主体：倉渕村

施設の規模：床面積 526.13 m<sup>2</sup> (木造平屋建て)

施設の所在地：群馬県群馬郡倉渕村大字岩氷 724-2

### 3 当該規制の特例措置の適用開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体：倉渕村

区 域：倉渕村全域

実施期間：平成17年4月1日から

### 5 当該規制の特例措置の内容

本村では、過疎化や出生率の低下により急速に少子化が進行しており、これに伴い就学前の子ども同士のふれあう機会が減少し、豊かな人間性や社会性が育ちにくい状況となっています。また、核家族化や共働き世帯が増加するなかで保育所児が増加する反面、幼稚園児は減少傾向が続いております。

このような状況から、幼稚園・保育所を包括した「仮称：くらぶちこども園」として一体的な運営を行っていくことを目指し、平成15年度において共用化指針に基づき、既存の幼稚園施設の一部を活用して保育所を整備しました。

構造改革特別区域の認定後は、この施設で幼稚園と保育所の3歳以上児を対象とし、午前中の幼児教育時間に幼稚園の学級定員の範囲内において、同一年齢の保育所児と合同のクラス編成を行い、幼稚園指導要領・保育所指針に沿った同一の指導計画に基づき、合同活動を実施します。なお、直接幼児教育に従事する幼稚園教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する者に、保育所の保育士を併任発令して従事させます。

このことにより、恒常的な合同活動が可能となり、同年齢の子どもが、同じ保育室で幼稚園児と保育所児の隔たり無く平等な幼児教育が受けられ、より多くの子ども達と交わることによって、幼児の豊かな人間性、社会性、創造性の涵養が図れます。

**【特例措置の要件】**

**807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業における適用要件**

学級の定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児（保育所児等）を含めて教育・保育することができる。

(1) 定員・学級数・職員配置

区分	定員	現 員			学級数	職員配置	幼稚園設置基準
		幼稚園児	保育所児	計			
3歳児	35人	16人	3人	19人	1	1	35人につき1人
4歳児	35人	16人	11人	27人	1	1	35人につき1人
5歳児	70人	21人	4人	25人	2	2	35人につき1人
合計	140人	53人	18人	71人	4	4	

平成17年4月1日における入園・入所予定の幼児数を基に算出

(2) 保有面積と幼稚園設置基準

区分	幼稚園専用面積	共用部分の内幼稚園の保有面として按分される面積	保有面積	幼稚園設置基準
面積	227.00 m <sup>2</sup>	299.13 m <sup>2</sup>	526.13 m <sup>2</sup>	526.13 m <sup>2</sup> 520 m <sup>2</sup> (320 + 100 × (学級数 - 2))

注) 1 各部屋の面積については、資料 - 1「仮称：くらぶちこども園平面図」、資料 2 - 1「倉渕保育所・幼稚園施設面積明細書」、2 - 2「倉渕保育所・幼稚園管理面積按分表」を参照

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号：914

名称：保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

### 2 当該規制の特例を受けようとする者

倉渕村立倉渕保育所

施設の設置主体：倉渕村

施設の規模：床面積 496.16 m<sup>2</sup> (木造平屋建て)

施設の所在地：群馬県群馬郡倉渕村大字岩氷724-2

### 3 当該規制の特例措置の適用開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主体：倉渕村

区域：倉渕村全域

実施期間：平成17年4月1日から

### 5 当該規制の特例措置の内容

本村では、過疎化や出生率の低下により急速に少子化が進行しており、これに伴い就学前の子ども同士のふれあう機会が減少し、豊かな人間性や社会性が育ちにくい状況となっています。また、核家族化や共働き世帯が増加するなかで保育所児が増加する反面、幼稚園児は減少傾向が続いております。

このような状況から、幼稚園・保育所を包括した「仮称：くらぶちこども園」として一体的な運営を行っていくことを目指し、平成15年度に「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき、既存の幼稚園施設の一部を活用して保育所を合築整備しました。

現在、群馬県に対して保育所の定員変更を申請していますが、3歳以上児の変更予定数の内訳は、3歳児13名、4歳児14名、5歳児14名で、合計41名となります。この人数は、幼稚園児の内、将来においても延長保育を利用するであろうと推測される幼児を含んだ人数です。また、3歳以上児の保育室の合計面積は、119.43 m<sup>2</sup>であり、児童福祉施設最低基準で算出しますと60名までが収容可能となり、特定事業の適用要件を満たすものであります。

構造改革特別区の認定後は、この施設で幼稚園の降園後、3歳以上の保育所児と幼稚園児の内延長保育を望む幼児とで幼稚園指導要領・保育所保育指針に沿った同一の指導

計画に基づき、合同活動を実施します。また、合同活動に直接従事する職員については、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有する者に、保育所及び幼稚園双方の併任辞令を発して従事させることにより特定事業の要件を満たします。

このことにより、恒常的な合同活動が可能となり、同年齢の子どもが、同じ保育室で保育所児と幼稚園児の隔たり無く平等に幼児教育が受けられ、より多くの子ども達と交わることによって、幼児の豊かな人間性、社会性、創造性の涵養が図れます。

## 【特例措置の要件】

### 9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業における適用要件

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること。

#### （1）面積

区分	定員	現 員			学級数	保有面積 児童福祉施設最低基準
		保育所児	幼稚園児 (預かり保育)	計		
3歳児	13人	3人	3人	6人	1	32.57 m <sup>2</sup> 25.74 m <sup>2</sup>
4歳児	14人	11人	3人	14人	1	43.43 m <sup>2</sup> 27.72 m <sup>2</sup>
5歳児	14人	4人	4人	8人	1	43.43 m <sup>2</sup> 27.72 m <sup>2</sup>
合 計	41人	18人	10人	28人	3	

- 注) 1 平成17年4月1日における入園・入所予定の幼児数を基に算出  
 2 児童福祉施設最低基準による面積は、定員数に1.98 m<sup>2</sup>を乗じて算出  
 3 各保育室の面積については、資料1「仮称：くらぶちこども園平面」及び資料2-1「倉淵保育所・幼稚園施設面積明細書」・資料2-2「倉淵保育所・幼稚園管理面積按分表」参照

#### （2）職員配置

区分	定員	現 員			職員配置	児童福祉施設最低基準
		保育所児	幼稚園児 (預かり保育)	計		
3歳児	13人	3人	3人	6人	1	20人につき1人
4歳児	14人	11人	3人	14人	1	30人につき1人
5歳児	14人	4人	4人	8人	1	30人につき1人
合 計	41人	18人	10人	28人	3	

2 職員については、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

現在、本村の幼稚園において直接保育に従事している幼稚園教諭4名、並びに保育所の保育士4名が保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、平成17年4月1日において、これらの者を幼稚園並びに保育所における3歳以上児を対象とした合同活動の直接従事者として、併任辞令を発する予定です。

また、今後の職員採用にあたっては、両資格を有することを要件として採用していきます。

3 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

本村では、平成16年度に保育所を開所するにあたり、平成17年4月に予定している「仮称：くらぶちこども園」を想定して、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿った指導計画を編成し、保育にあたってきました。

今回、構造改革特別区として認定されれば、本格的に保育所と幼稚園の合同活動が実施されますので、その実践に基づき保育所の保育士並びに幼稚園教諭と連携し合い、評価見直しを行っていきます。

資料3「倉渕村幼稚園・保育所指導計画」参照

資料4「くらぶちこども園における合同保育のイメージ」参照